

休業補償請求書

休業援護金申請書

認定番号	0000-0000
請求回数	第 2 回

請求(申請)年月日 平成 29 年 9 月 6 日 請求(申請)者の住所 ○○県○○市○○町1-2 氏 名 新宿 太郎 個人番号 □□□□□□□□□□													
請求(申請)します。 下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請)します。													
1 被災職員に関する事項	所属団体名 東京都 氏名 新宿 太郎 所属部局名 ○○局○○部 職名 主事 負傷又は発病の年月日 平成 29 年 7 月 2 日 <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員												
2 請求日数等	平成 29 年 8 月 1 日から 平成 29 年 8 月 31 日まで のうち 14 日 全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 4,128 円 全部休業した日数 11日 一部休業した日数 3日												
*3 所属部局の長の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 9 月 5 日 所在地 新宿区西新宿2-8-1 所属部局の 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男 												
4 休業補償	<table border="1"> <tr> <td>全部休業した日についての計算</td> <td>           (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額)  <math>13,084 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 7,850 \text{ 円}</math> </td> <td>           (請求日数)  <math>7,850 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 86,350 \text{ 円(A)}</math> </td> </tr> <tr> <td>一部休業した日についての計算</td> <td>           (平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額)  <math>13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円(ア)}</math>            (ア)又は(イ)のうちいずれか低い額  <math>8,956 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 5,373 \text{ 円}</math> </td> <td>           (総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ)            (請求日数)  <math>5,373 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 16,119 \text{ 円(B)}</math> </td> </tr> <tr> <td>請求金額</td> <td colspan="2">(A)+(B) 102,469円</td> </tr> </table>	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 7,850 \text{ 円}$	(請求日数) $7,850 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 86,350 \text{ 円(A)}$	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円(ア)}$ (ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 $8,956 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 5,373 \text{ 円}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) $5,373 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 16,119 \text{ 円(B)}$	請求金額	(A)+(B) 102,469円				
全部休業した日についての計算	(平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 7,850 \text{ 円}$	(請求日数) $7,850 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 86,350 \text{ 円(A)}$											
一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円(ア)}$ (ア)又は(イ)のうちいずれか低い額 $8,956 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 5,373 \text{ 円}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) $5,373 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 16,119 \text{ 円(B)}$											
請求金額	(A)+(B) 102,469円												
5 休業援護金	<table border="1"> <tr> <td>全部休業した日についての計算</td> <td>           ① 休業補償を受ける場合            (平均給与額)  <math>13,084 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 2,616 \text{ 円}</math> </td> <td>           (請求日数)  <math>2,616 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 28,776 \text{ 円(C)}</math> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>           ② 休業補償を受けない場合            (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額)  <math>\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}</math> </td> <td>           (請求日数)  <math>\text{円} \times \text{日} = \text{円(D)}</math> </td> </tr> <tr> <td>一部休業した日についての計算</td> <td>           (平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額)  <math>13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円(ウ)}</math>            (ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額  <math>8,956 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,791 \text{ 円}</math> </td> <td>           (総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ)            (請求日数)  <math>1,791 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 5,373 \text{ 円(E)}</math> </td> </tr> <tr> <td>申請金額</td> <td colspan="2">(C)+(D)+(E) 34,149円</td> </tr> </table>	全部休業した日についての計算	① 休業補償を受ける場合 (平均給与額) $13,084 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 2,616 \text{ 円}$	(請求日数) $2,616 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 28,776 \text{ 円(C)}$		② 休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$	(請求日数) $\text{円} \times \text{日} = \text{円(D)}$	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円(ウ)}$ (ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額 $8,956 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,791 \text{ 円}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) $1,791 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 5,373 \text{ 円(E)}$	申請金額	(C)+(D)+(E) 34,149円	
全部休業した日についての計算	① 休業補償を受ける場合 (平均給与額) $13,084 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 2,616 \text{ 円}$	(請求日数) $2,616 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 28,776 \text{ 円(C)}$											
	② 休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$	(請求日数) $\text{円} \times \text{日} = \text{円(D)}$											
一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円(ウ)}$ (ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額 $8,956 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,791 \text{ 円}$	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) $1,791 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 5,373 \text{ 円(E)}$											
申請金額	(C)+(D)+(E) 34,149円												
6 他法年金の受給関係	<input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。												
*7 医師の証明	傷病名 右下腿骨骨折 請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成 29 年 8 月 1 日から 平成 29 年 8 月 31 日まで のうち 14 日 現在の状態 平成 29 年 9 月 1 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中 上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 9 月 1 日 医療機関の 所在地 千代田区永田町○-○ 名称 関東整形外科病院 医師の氏名 関 東 次 郎 												

別紙1「一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」で算定した額

別紙2「平均給与額算定書」で算定した額

別の請求書にあわせて証明を受けた場合は、「第○回請求書に証明有り」と記載

円未満切捨て

銀行に届けている口座名義を正確に記入  
銀行・支店コードを余白に記入

請求者と異なる場合は受領委任状  
(記載例は次頁)を添付すること

8 送金希望の場合	振込み	振込先 金融機関名	〇〇 銀行 〇〇 支店	*受	理	平成 年 月 日
		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		*決 定 金 額	休 業 補 償	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		座 番 号	1234765			円
	預 金 名 義 者	キョウギョウホショウトリアツカイシャ 休業補償取扱者 ソウムカチョウ コウノイチロウ 総務課長 甲野一郎		*通 知	休 業 援 護 金	円
	送 金 小 切 手	受 取 先 金 融 機 関 名	銀行 支店			合 計
	そ の 他			*支 払		平成 年 月 日

[注意事項]

- 1 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 3 令第1条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。(P.2~3参照)
- 4 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法(以下「法」という。)第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 5 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の項の「(平均給与額)」には、「平均給与額算定書(2号紙)」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の項の「(平均給与額)」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 6 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が定める額(イ)」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 7 「6 他法年金の受給関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□\_\_\_\_\_の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 8 「\*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
- 9 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 10 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

(例)

## 委任状

平成29年9月6日

地方公務員災害補償基金  
東京都支部長殿

所属団体名 東京都  
所属部局名 ○○局○○部  
氏名 新宿太郎

 印

私は 総務課長 甲野一郎

 印

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

地方公務員災害補償法に基づく、様式第7号により請求した休業補償・休業援護金  
(平成29年8月分)の受領に関すること。

様式第7号で請求し、受領委任する場合には、委任者と受任者がそれぞれ押印した委任状を添付する必要があります。

委任状に定まった様式はありません。本例に限らず、既存のものを使用しても構いませんが、複数月の休業補償・休業援護金を同時に受領委任する場合は、その旨を明記してください。

別紙 1

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書（平成 29 年 8 月分）

認定番号	氏名	100/100 単価
〇〇〇〇-〇〇〇〇	新宿太郎	2,080

(A)

一部休業した日の給与日額

給料表 (2-40)	月額	日額 (1 円未満切捨) = 月額 ÷ 30
給料	276,600	9,220
扶養手当	19,500	650
地域手当	53,298	1,776
住居手当	15,000	500
通勤手当	9,073 1/3	302
他の月額手当		
		12,448

(B)

平均額は、給与の種類ごとに 1 円未満の端数を切捨てる

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日 (曜日)	16 (金)	23 (金)	30 (金)	( )
休業した時間	4	4	4	
給与日額	12,448	12,448	12,448	
時間外勤務手当				
日額手当				
減額された給与	8,320	8,320	8,320	
支払われた給与	4,128	4,128	4,128	

(C) (B) (D) (E) (F)=(A)×(C) (B)+(D)+(E)-(F)

一部休業した日に時間外勤務、日額特勤等がある場合記入

この金額を休業補償請求書(差額)に記入

一部休業した日の給与減額における算出方法 (いずれかにチェック)

- 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付

# 平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	<b>新宿 太郎</b> 昭和56年 2月 1日 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	--------------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	29年4月1日から 29年4月30日まで	29年5月1日から 29年5月31日まで	29年6月1日から 29年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 H29年4月支給 (H29年4月 ~H29年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給	給料	276,600円	276,600円	276,600円		829,800円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	53,298円	53,298円	53,298円		159,894円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 1/3円	9,073 1/3円	9,073 1/3円		27,220円
	時間外勤務手当	26,000円	23,400円	20,800円		70,200円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
与		円	円	円		円
		円	円	円		円
	計	399,471 1/3円	396,871 1/3円	394,271 1/3円	1,190,614円	
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当		
(給与総額) (総日数)				〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕		
1,190,614円 ÷ 91 = 13,083円 67銭 (イ)				円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)		
(イ) + (ロ) = 13,083円 67銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
70,200円 ÷ 65 × 60/100 = 648円 00銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数)						
1,120,414円 ÷ 91 = 12,312円 24銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 12,960円 24銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
〔 ( ) × 5 / 365 + ( ) ÷ ( ) 〕 × ( ) - ( ) = 円 銭 (ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
〔 ( ) × 5 / 365 × ( ) 〕 + ( ) - ( ) = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ ( ) × 60/100 = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
〔 ( ) × 5 / 365 × ( ) 〕 + ( ) - ( ) = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭 (リ)						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給料 円 扶養手当 円 地域手当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(平成 29 年 8 月 1 日)にお ける基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 2 級 40 号給 給料 276,600 円 扶養手当 19,500 円 地域手当 53,298 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 349,398 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		349,398 円 ÷ 30 = 11,646 円 60 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭(又)
(又)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		円 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 = 円 銭(ワ)
	(ワ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	円 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		3,920 円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額		13,084 円 ( A ) による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成 29 年 9 月 3 日		
所属部局の	{	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋一男
		<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 5px;">公印</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">印</div>